

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 中学校：第 4 学年次 5 月～11 月 高等学校：第 4 学年次 5 月～11 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 中学校 3～4 週間（120 時間）、いずれも実習校の実施計画に基づく。 高等学校 2 週間（60 時間）、いずれも実習校の実施計画に基づく。
③	実習校の確保の方法 中学校・高等学校については、大谷中学校、京都光華中学校、大谷高等学校、京都光華高等学校、名古屋大谷高等学校、豊田大谷高等学校、愛知啓成高等学校、大成高等学校、飯田女子高等学校、伊那西高等学校、小松大谷高等学校、函館大谷高等学校、帯広大谷高等学校、北海道大谷室蘭高等学校、稚内大谷高等学校、昭和学園高等学校ならびに京都市の中学校・高等学校へ配当。
④	実習内容 1 学校教育活動全般及び学校施設・設備・環境等について注意深く観察し、学習指導要領の実践を理解する。具体的な観察事項は、学校運営及び学級運営にかかる全般的状況、学習指導、生活指導、特別活動等。（5 時間以上） 2 教育活動の一部に直接関わることによって補助的に教育活動を経験し、教壇実習への予備活動とする。例えば、指導教諭の下で、学習指導の部分的な担当（教材・教具・資料の作成や準備）、清掃指導、クラブ活動指導等。可能な限り学校運営の多くの事項に参加する。（10 時間以上） 3 指導教諭の下で教科指導の教壇実習（15 時間以上。うち研究授業 1 時間）、併せて実習校の諸先生方や他の実習生の授業も参観することで指導法を学ぶ。教科指導外の教育活動（ホームルームや道德教育、クラブ活動等）に携わることで生徒指導力を磨く。（10 時間以上）
⑤	実習生に対する指導の方法 教育実習生に対する指導は、資格課程委員会教職課程部会の各教科指導教員等が中心となり、学生の履修状況を踏まえ実施。（学生の履修カルテを参照しながら、必要に応じてその他の教員を招聘し、意見聴取を行った上で指導する場合もある。） - a 事前指導 現場経験豊かな教員を招聘し事前指導の一環として講義を行う。 課題についてグループごとに学生が討議し、教員がアドバイスする。 - b 教職支援センターにて実習前の模擬授業・アドバイス・相談を受け付けている。 - c 教育実習中の実習指導は、委員が直接実習校へ出向き、実習参観や実習指導をできる限り行う。 - d 事後指導 教育実習反省会を学生と資格課程委員会教職課程部会の各教科指導教員とで行い、それを踏まえて実習生への評価と総括を行う。 - f 実習前から実習終了までに、個々の学生相談を受け付け指導・助言を行う。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 指導内容の遵守を必要要件とし、実習校における実習状況、実習校からの成績評価（別紙「教育実習

成績報告票」参照)、教育実習簿・教育実習後の事後レポートの得点(委員が採点)、事前事後指導状況などを踏まえ、幼稚園・小学校においては、資格取得課程委員会教職課程部会初等教育部門にて、中学校・高等学校においては、資格課程委員会教職課程部会にて総合的に判断・評価する。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

事前指導・・・教育実習開始までに24時間

直前指導・・・原則、実習校種・教科ごとに外部の現職教員を招聘し、実習参加に向けた教科別指導を2時間

事後指導・・・教育実習参加年度の9月から12月までの間で、各教科別ならびに実習生全体指導を4時間

② 内容(具体的な指導項目)

中等科教育における教育実習の実施に向けて、今日の学校の状況、中学校・高等学校教員に求められる資質について理解し、授業観察や児童の観察の視点、学習指導案の作成及び授業の実施上の留意点などについて理解する。実習校で知り得た情報・個人情報等にかかわる守秘義務についても理解し、意義ある教育実習が実施できるよう基本となる事項について習得する。また、服装や言葉遣い、実習記録のとり方、担当教員からの指導の受け方など、一般的な心構えについても理解を図る。

A. 教育実習受講許可判定会議前：委員等による全体指導

a 講義 … 「教育実習の意義(教師教育、目標、内容・方法)」、「来年度教育実習受講にあたっての心構えと準備」、「学校教育理解～組織、経営、生徒指導」

b 演習 … グループワーク、マナー講習等

c 教職に就く意志の確認

B. 教育実習許可発表後：

a 事前指導

現場経験の豊かな講師と本学教員による、教育実習受講にあたっての全体的指導(2時間)、実習にあたっての心構え・諸注意、授業の進め方等下記内容に関する講義・演習

- ・今日の教育の状況と学校の課題と現状
- ・保護者の願いと中学校・高等学校教員に求められている資質
- ・実習中の責任ある行動、担任と同等の責務の自覚(服装、言葉遣い等を含む)
- ・学校1日の生徒の行動、様子の観察
- ・生徒の行動様式や生徒同士のかかわりなどについて観察
- ・実習校の教育目標、重点をおいた指導などについての理解
- ・担当教員の授業参観・観察の仕方とその視点
- ・実習計画に基づいた、余裕を持った教材選定と指導案作成
- ・自らの指導案による授業の実施と生徒の反応をとらえた指導についての反省
- ・授業時間、休憩時間等における生徒へのかかわり方
- ・生徒の問題行動未然防止及び問題行動対応についての理解
- ・実習にかかわって知り得た情報、個人情報の守秘義務
- ・学校組織としての協力体制
- ・家庭・保護者との連携、地域との連携による学校教育の現状理解

- ・実習記録のまとめ方、指導案等の整理

b 事後指導

教育実習反省会（2 時間）

①委員が担当。実習教科ごとに開催し、教職課程部会の各教科指導教員が担当。教科ごとで実習生全員が実習の様態を発表、意見交換を行う。特に実習中に学生が疑問に感じたことや困ったこと等について、ディスカッションを行うことにより、担当教員の指導のもと、教員のあり方について考えさせる。

②本学教職課程担当教員による指導（4 時間）

ア．教育実習教科別反省会を踏まえ、実習生への評価と総括

イ．課題解決へのアドバイス（演習）

ウ．教師のあり方と実際について（講義、ディスカッション等）

エ．個々の学生への指導のまとめ

オ．課題研究

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

- ・学生への指導（相談窓口の周知を含む）

教育実習等の事前指導および事務説明会において、ハラスメントの防止等に関する内容を取り扱うとともに、相談窓口として教職支援センターの存在を周知する。また、教育実習においては、学生に配付する本学「教育実習の手引き」において、「教育実習の心得」として実習期間中、学生自身が加害者にも被害者にもならないよう、ハラスメントの防止に努めること、また、自身が被害にあったときはもちろんのこと、被害を受けている生徒に気づいた際は決して「傍観者」にならず、速やかに指導教諭や大学へ相談することを示している。

- ・学内の相談体制

学生からの教育実習等におけるハラスメント被害等に関する相談は、教職支援センターが窓口となり第一報を受ける（指導教員等への相談があった場合についても、教職支援センターにて情報を集約し、対応を進める）。その後、本学「教育実習における危機管理体制について」の定めに従い、教職支援センターが中心となり、教職支援センター長、教育実習等担当教員、当該学生の指導教員と情報を共有、密に連携しながら対応を進めるとともに、教職支援センター長より教育・研究支援担当副学長および教育学部長（担当副学長が必要と認める事案については学監・副学長、学長）へ報告・相談し、大学として教育実習等受け入れ先や教育委員会等への対応にあたる。また、心のケアを必要とする学生への対応に際しては、保健室・学生相談室と情報を共有し、連携していく。

（なお、本学学内におけるハラスメントの防止等に関する相談体制等は、本学人権委員会が定める「ハラスメント防止のためのガイドライン」に示し、学生及び教職員へ周知している。）

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・委員会等の名称

大谷大学資格取得課程委員会 教職課程部会

※教職課程部会には、初等教育部門から 1 名程度が参加する。

- ・委員会等の構成員（役職・人数など）

教職課程部会

部会長 1 名、副部会長 2 名、委員 14 名、学生支援部教務課教職担当事務職員数名により構成。
(なお、教職課程部会には各教育課程に関係する教員で構成される中等教育部門、初等教育部門を置き、学生指導等にあたる。)

・ 委員会等の運営方法

教育実習の実施計画の決定方法 …… 委員会等において決定する。

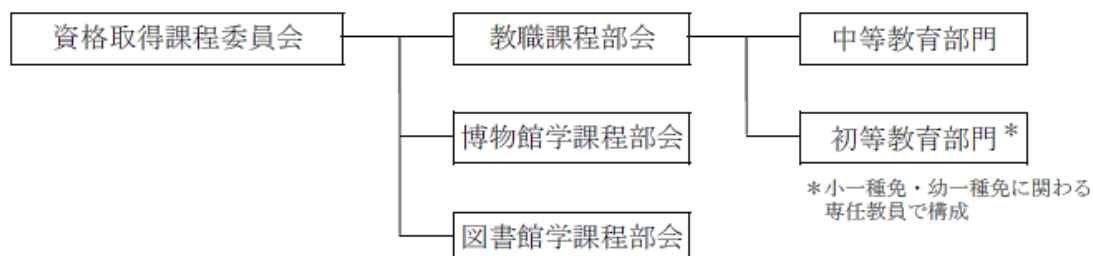
教育実習の実施梗概 …… 小学校・中学校・高等学校の実習においては、学生が教育実習を履修する年度の前々年度より受講登録し、幼稚園実習については実習前年度より受講登録し、実習校との協議の上、配当する。

実習校との連絡調整及び実習生の指導等のための組織 …… 学生支援部教務課及び委員会等

学生の指導 …… 委員会等に属する教員を中心に、指導教員とともに指導をおこなっている。

指導教員の派遣計画 …… 委員が実習先へ訪問し、実習校の実施計画に基づき参観・指導をおこなっている。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等
(※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。)

・ 委員会等の名称

京都市教員養成連絡協議会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

座長 京都市教育委員会京都市総合教育センター教員養成支援室長

副座長 京都地区大学教職課程協議会が推薦する者 1 名

教育委員会が推薦する者 1 名

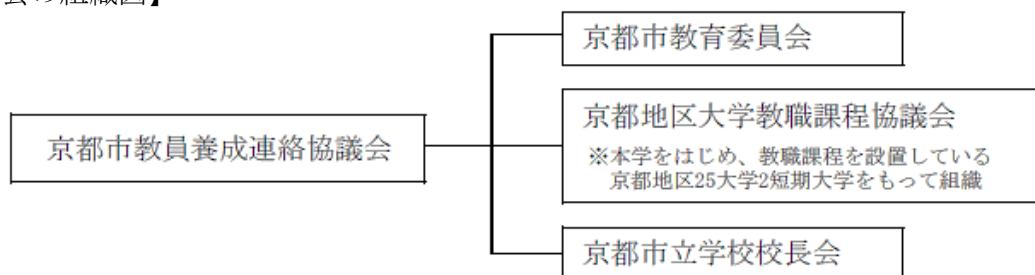
委員 京都地区大学教職課程協議会が推薦する大学関係者 若干名

京都市教育委員会が推薦する教育委員会職員及び京都市立学校の校長 若干名

・ 委員会等の運営方法

別紙「京都市教員養成連絡協議会設置要綱」参照

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

1. 教育実習開始前に開かれる教育実習受講許可判定会議で合格すること。

合格基準：

- ① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める全ての科目及び単位数（本学開設科目：「日本国憲法」2単位、「英語」2単位、「ICT入門」の2単位、「体育実技」1単位ならびに「スポーツと健康の科学1」「スポーツと健康の科学2」「生涯スポーツ・レクレーション活動」「人間関係と身体表現」の4科目から1科目2単位以上）を修得済みのこと。

なお、実習教科が英語の場合は、上記の科目及び単位数に加えて、本学開講科目：「英語読解（中級）」「英語読解（上級）」「英語会話（中級）」「英語会話（上級）」「英作文（中級）」「英作文（上級）」「インテンシブ英会話（中級）」より4単位以上を修得済みのこと。

- ② 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、以下の科目を履修済みのこと。

・「教育原論」または「教育原論（中・高）」2単位

・「教職入門」または「教職入門（中・高）」2単位

・「仏教と教育（初等）」または「仏教と教育（中・高）」2単位*

*教育学部のみ「大学が独自に設定する科目」として開講。

・「教育心理学」、「発達心理学」、「教育心理学（中・高）」、「青年心理学（中・高）」
いずれか2単位

・「教育社会学」、「教育行財政学」、「教育社会学（中・高）」、「教育行財政学（中・高）」
いずれか2単位

・「教育課程論」または「教育課程論（中・高）」2単位

・「生徒・進路指導論」または「生徒・進路指導論（中・高）」2単位

- ③ 「各教科の指導法」のうち、自身が実習を行う教科の指導法を4単位以上

- ④ 「教科に関する専門的事項」のうち、当該教科の「免許法施行規則に定める科目区分等」に掲げられた科目より、各1科目以上を含め、計5科目以上履修済みであること。

- ⑤ 「大学が独自に設定する科目」のうち以下の科目を履修済みのこと。

・「部落史論1」、「部落史論2」、「反カースト運動論」、「アイヌ民族と共に」、「障害者・病者とともに生きる」のいずれか2単位

- ⑥ 最終学年時の受講にあたっては、当該年度に卒業見込みがあり、かつ免許状取得見込みがあること。

2. 教職に就く熱意をもち、教員採用試験を受験すること。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 21 学級、高等学校 319 学級
○	×	学校名	大谷中学校（京都府京都市東山区今熊野池田町） 学級数：16 生徒数：279 人
○	×	教員数	28 人 （内訳） 教諭 19 人、 助教諭 0 人、 講師 8 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	京都光華中学校（京都府京都市右京区西京極野田町 39 番地） 学級数：5 生徒数：107 人
○	×	教員数	10 人 （内訳） 教諭 9 人、 助教諭 0 人、 講師 0 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	大谷高等学校（京都府京都市東山区今熊野池田町） 学級数：45 生徒数：1709 人
○	×	教員数	82 人 （内訳） 教諭 62 人、 助教諭 0 人、 講師 19 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	京都光華高等学校（京都府京都市右京区西京極野田町 39 番地） 学級数：16 生徒数：340 人
○	×	教員数	28 人 （内訳） 教諭 27 人、 助教諭 0 人、 講師 0 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	名古屋大谷高等学校（愛知県名古屋市瑞穂区高田町 4-19） 学級数：47 生徒数：1512 人

○	×	教員数	88 人	(内訳) 教諭 77 人、 助教諭 0 人、 講師 9 人、 養護教諭 2 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	豊田大谷高等学校 (愛知県豊田市保見町南山 1)	学級数 : 22 生徒数 : 852 人
○	×	教員数	51 人	(内訳) 教諭 39 人、 助教諭 0 人、 講師 10 人、 養護教諭 2 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	愛知啓成高等学校 (愛知県稲沢市西町 1 丁目 1 番 41 号)	学級数 : 27 生徒数 : 723 人
○	×	教員数	56 人	(内訳) 教諭 39 人、 助教諭 0 人、 講師 16 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	大成高等学校 (愛知県一宮市千秋町小山字大福田 1878-2)	学級数 : 20 生徒数 : 737 人
○	×	教員数	55 人	(内訳) 教諭 43 人、 助教諭 0 人、 講師 11 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	飯田女子高等学校 (長野県飯田市上郷飯沼 3135-3)	学級数 : 21 生徒数 : 572 人
○	×	教員数	42 人	(内訳) 教諭 41 人、 助教諭 0 人、 講師 5 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	伊那西高等学校 (長野県伊那市西春近 4851 番地)	学級数 : 14 生徒数 : 352 人
○	×	教員数	35 人	(内訳) 教諭 32 人、 助教諭 0 人、 講師 2 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	小松大谷高等学校 (石川県小松市津波倉町 1)	学級数 : 26 生徒数 : 933 人
○	×	教員数	55 人	(内訳) 教諭 50 人、 助教諭 0 人、 講師 3 人、 養護教諭 2 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	函館大谷高等学校 (北海道函館市鍛冶 1-2-3)	学級数 : 11 生徒数 : 328 人
○	×	教員数	22 人	(内訳) 教諭 21 人、 助教諭 0 人、 講師 0 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	帯広大谷高等学校 (北海道帯広市西 19 条南 4 丁目 35 番 1 号)	学級数 : 24 生徒数 : 841 人
○	×	教員数	61 人	(内訳) 教諭 46 人、 助教諭 0 人、 講師 14 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	北海道大谷室蘭高等学校 (北海道室蘭市八丁平 3 丁目 1 番 1 号)	学級数 : 12 生徒数 : 356 人
○	×	教員数	32 人	(内訳) 教諭 19 人、 助教諭 0 人、 講師 12 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	稚内大谷高等学校 (北海道稚内市富岡 1 丁目 1 番 1 号)	学級数 : 10 生徒数 : 235 人
○	×	教員数	17 人	(内訳) 教諭 11 人、 助教諭 3 人、 講師 2 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	学校名	昭和学園高等学校 (大分県日田市日ノ出町 14 番地)	学級数 : 24 生徒数 : 465 人
○	×	教員数	42 人	(内訳) 教諭 31 人、 助教諭 4 人、 講師 6 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人
○	×	教育委員会名	京都市教育委員会	中学校 : 72 校 高等学校 : 11 校

教育実習成績報告票（中学校・高等学校）

令和 年 月 日

実 習 生

大 学 名	学部・学科・専攻 研究科・専攻	学籍番号	氏 名

出 席 状 況

実 習 期 間	出席すべき日数	出席した日数	欠席日数	遅刻	早退
月 日から 月 日まで	日	日	日	回	回
			理由	理由	理由

事 項 別 評 価

区 分	事 項 （ お も な 着 眼 点 ）		評 価	
学 習 指 導	基 礎 学 力 ・ 知 識	生徒にわかりやすく伝え、説明ができ、文字が正しく書け、基礎的な知識、学力を有しているか、など。	A B C	D
	教 材 研 究 ・ 工 夫	教材研究や授業準備に努力し、計画的に創意工夫をし、指導をおこなおうとしたか、など。	A B C	D
	指 導 態 度 ・ 技 術	到達目標を明らかにして、すべての生徒の理解を促すよう努力し、生徒のつまづきなどの原因を明らかにしようとしたか、など。	A B C	D
生 徒 指 導	個 別 ・ 集 団 指 導	個々の生徒および学級(HR)集団全体に着目し、問題に応じて、個別的・集団的に解決しようとしたか、など。	A B C	D
	生 徒 へ の 関 わ り	生徒の中にとけこみ、個々の生徒をよく理解しようとしたか、など。	A B C	D
	教 科 外 指 導	学級(HR)活動・クラブ(部)活動・課外活動等の指導を意欲的におこなおうとしたか、など。	A B C	D
実 習 態 度	勤 務 態 度 ・ 熱 意	勤務態度が良く、教育的熱意はみられたか、など。	A B C	D
	事 務 ・ 実 務 能 力	学級(HR)経営上の事務処理などがうまくできたか、など。	A B C	D
	レ ポ ー ト な ど の 提 出 物	レポート・実習簿・研究物・書類などを主題に即して的確に記述し、期限を守って提出したか、など。	A B C	D
	教 育 的 視 野	職場・地域などの様子を理解しようとし、自主的・協力的に教育を進めようとしたか、など。	A B C	D

総 合 評 価

実習生としての努力と成果に着目して、右欄のいずれかに○印をつけてください。 A(優)：よく努力し、実習の実をあげることができた。 B(良)：努力し、実習の成果はあった。 C(可)：いま少しの努力と実習の成果が望まれる。 D(不可)：全く努力に欠け、実習の成果は認められなかった。	A B C	D
--	-------	---

特記事項	
------	--

実 習 校

下欄の学校長〈公印〉には、必ず押印してください。

学 校 名	学 校 長 氏 名	実習指導教員氏名
	公印	

備考. 本票の使用については、裏面の『「教育実習成績報告票」の使用にあたって』をご参照ください。
京都地区大学教職課程協議会統一様式
2024.2.27 改訂

京都市教員養成連絡協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 京都市における教員養成に関する取組について協議等を行うため、京都市教員養成連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 連絡協議会は、次の各号に掲げる者をもって委員とし、会を構成する。

- (1) 京都地区大学教職課程協議会（以下「教職課程協議会」という。）が推薦する大学関係者
- (2) 京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が推薦する教育委員会職員及び京都市立学校の校長

2 必要に応じ連絡協議会に専門委員会を置くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、毎年4月1日から1年とする。

(連絡協議会が行う内容)

第4条 連絡協議会が行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 京都市立学校・幼稚園における教育実習に関すること
- (2) 「大学のまち・京都」ならではの本市の教員養成についての取組に関すること
- (3) 学生ボランティア、共同研究など大学と連携した教員養成のための取組に関すること
- (4) その他、連絡協議会が必要と認めること

(座長等)

第5条 連絡協議会に座長を置き、座長は教育委員会京都市総合教育センター教員養成支援室長とする。

- 2 連絡協議会に副座長を2名置く。副座長は、教職課程協議会が推薦する者1名及び教育委員会が推薦する者1名とする。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、教育委員会京都市総合教育センター教員養成支援室において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月12日に施行する。
- 2 第3条の委員の任期は、初年度のみ平成19年11月12日から平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日に施行する。

令和6年3月12日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 京都市東山区今熊野池田町

学校名 大谷中学高等学校

学校長 飯 山 等

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月16日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 京都市右京区西京極野田町 39

学校名 京都光華中学校・高等学校

学校長 澤 田 清 人

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和 6 年 2 月 22 日

大谷大学長 一 楽 真 殿

所在地 名古屋市瑞穂区高田町 4-19

学校名 名古屋大谷高等学校

学校長 梶 浦 伸 祐

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月26日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 豊田市保見町南山1番地

学校名 豊田大谷高等学校

学校長 加藤 聡

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和 6 年 2 月 19 日

大谷大学長 一 楽 真 殿

所在地 愛知県稲沢市西町一丁目 1 番 41 号

学校名 愛知啓成高等学校

学校長 足 立 三 千 夫

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月24日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 一宮市千秋町小山字大福田 1878 番地の2

学校名 大成高等学校

学校長 足 立 誠

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月21日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 長野県飯田市上郷飯沼 3135-3

学校名 飯田女子高等学校

学校長 有 馬 乃

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月16日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 長野県伊那市西春近 4851 番地

学校名 伊那西高等学校

学校長 出 野 憲 司

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年3月13日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 石川県小松市津波倉町チ1

学校名 小松大谷高等学校

学校長 西 清 人

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和 6 年 2 月 2 6 日

大谷大学長 一 楽 真 殿

所在地 北海道函館市鍛冶 1 丁目 2 番 3 号

学校名 函館大谷高等学校

学校長 丸山 政秀

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月27日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 帯広市西19条南4丁目35番1号

学校名 帯広大谷高等学校

学校長 小 野 茂

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月20日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 室蘭市八丁平3丁目1番1号

学校名 北海道大谷室蘭高等学校

学校長 竹 本 将 人

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月21日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 稚内市富岡1丁目1番1号

学校名 稚内大谷高等学校

学校長 平岡 祥孝

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

令和6年2月26日

大谷大学長 一楽 真 殿

所在地 大分県日田市日ノ出町1-4

学校名 昭和学園高等学校

学校長 魚形 幸助

承 諾 書

本校は、大谷大学教職課程の教育実習校となることを承諾します。

教教セ第145号

令和6年2月19日

大谷大学

学長 一楽 真 様

京都市教育長 稲田 信吾

教育実習受入承諾書

2024年2月14日付谷大教発第23-420号文書により依頼のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

令和7年度に教育学部教育学科初等教育コースに開設予定の中等教育（数学科）の教員養成課程が認定された際は、既設の学部学科で教員養成課程を履修する学生同様、京都市立中学校、小中学校及び高等学校において教育実習生を受け入れることを承諾します。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 京都市立中学校 | 64校 |
| 2. 京都市立小中学校（義務教育学校） | 8校 |
| 3. 京都市立高等学校 | 11校 |

（令和5年5月1日現在）